

### 傍聴のご案内

議会には、年4回(3月、6月、9月、12月)の定例会と、必要に応じて招集される臨時会があり、本会議を傍聴することができます。傍聴される方は、本会議当日、議場入口の受付で、住所・氏名をご記入ください。(定員25名※車椅子利用者の専用スペース有)



### 請願・陳情について

行政についての意見や要望などを「請願」「陳情」という形で議会に提出することができます。請願には、議員の紹介が必要となります。陳情には、議員の紹介を必要としません。請願書・陳情書には、特に定められた書式はありませんが、趣旨および理由、提出年月日、提出者の住所および氏名を記入し、押印して議長宛に提出してください。

### 「議会だより なかがわ」について

年4回、5月・8月・11月・2月の10日に発行しています。定例会の結果、一般質問の内容、各委員会等の議会活動を掲載し、町広報紙とともに各世帯へ配布しています。

### 「議会報告会」について

議会では、町民の多様な意見を町政に反映するため、毎年「議会報告会」を開催し、議会活動の報告や意見交換を行っています。



## 投票の方法

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としています。

### ◆代理投票

病気やけがなどで投票用紙に文字を記入できない場合は、投票事務従事職員が選挙人の指示に従って、候補者の氏名を代筆する代理投票をすることができます。

### ◆点字投票

目の不自由な選挙人で、通常の文字が書けない人には点字による投票が認められています。

## 投票日に投票所で投票できない場合

### ◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の用務があり、投票に行けないと見込まれる方は、期日前投票をすることができます。期日前投票期間は、公示日または告示日の翌日から投票日前日までの間で、投票時間は午前8時30分から午後8時までです。

### ◆不在者投票

投票日当日に名簿登録地以外の場所に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、入院・入所されている施設で不在者投票ができます。

### ◆郵便投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のような障害のある方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は自宅などで郵便による投票ができます。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

## 寄附の禁止

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでもたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

三ない運動		
政治家は有権者に寄附を「贈らない」	有権者は政治家に寄附を「求めない」	政治家から有権者への寄附は「受け取らない」

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合作を除き一切禁止されています。

禁止されている寄附(例)
×病気見舞い
×祭りへの寄附や差入れ
×地域の運動会などへの飲食物の差入れ
×結婚祝、香典（政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出向いて行う場合は罰則が適用されない場合がある。）
×葬式の花輪、供花
×落成式、開店祝の花輪
×町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ
×入学祝、卒業祝
×お中元、お歳暮

